

## 学習の流れの例

- ① 地震発生後の避難の流れを確認する。
- ② 避難場所を家族と共有する大切さを知る。  
例) 合流できない可能性、携帯電話がつかない可能性など
- ③ 指定緊急避難場所等の位置を確認し、安全なルートを考える。  
例) 橋の崩落の危険はないか、高層ビルのガラスが散乱する危険はないかなど。

## 学習後の生徒の姿

起こり得る危険を事前に予想し、避難の流れを理解したうえで安全なルートを考えている。

### 指導のポイント

避難する場所の順番などは決まっておらず、揺れが収まった後の状況に応じて行動することが大切。どの場所がどのような役割を担っているのかを理解する。基本的に自宅が無事な人は在宅避難となる。在宅避難とは、大きな地震が発生したとき、自宅に倒壊や焼損の危険性がない場合に、地域防災拠点（避難所）へ避難するのではなく、自宅で被災生活を送る方法のことを言う。この授業では、防災MAPを広げて、自分の行くべき指定緊急避難場所と指定避難所を確認しておくことが要である。

#### ●自宅での避難とは

「災害発生時は在宅避難をしましょう」と行政も声をかけてはいるが、遠慮して家に居続けて家屋の倒壊に巻き込まれてはならない。避難所へ行くことを遠慮しすぎないようにと説明をする。

#### ●地域防災拠点とは

「地域防災拠点」という名称は、災害対策基本法が改正される以前から避難生活を送る場所として広く周知している。横浜では、上記のように指定避難所を指定はするものの、「地域防災拠点」という名称を今後も継続して使用していく。

#### ●指定避難所

指定避難所とは災害によって自宅に住めなくなってしまう場合などに避難生活を送る場所。横浜市では地域防災拠点である市内の小中学校等 459か所（令和4年9月1日現在）を「指定避難所」として指定している。

参照：横浜市「指定緊急避難場所、指定避難所」

横浜市では、身近な市立の小・中学校などを指定避難所に指定し、地域防災拠点として防災備蓄庫の設置、防災資機材や食料などの備蓄を進め、また、被害情報などの情報受伝達手段として、各拠点にデジタル移動無線を配備している。

参照：横浜市「地域防災拠点 地域防災拠点(指定避難所)とは」

### 1章 地震-8

## 地震のときの避難

基本的な避難の流れを覚えることで、あわてず落ち着いて行動することができます。避難の判断は、命を守るためにとても重要なことです。

**めあて** 避難所に行くのか、在宅避難をするのか、見極めができるようになる。

#### ◆避難の流れ

状況により避難するかどうかの判断が大切です。避難するときは、最善の避難先を選べるようになります。

**自宅**

災害状況に応じて安全な行動をとります。また、家族の無事や近隣の無事を確かめ合います。

自宅に火災や倒壊の危険がないときはあえて避難する必要はありません。在宅避難をできるか迷ったら、次のチェックポイントを確認しましょう！

- 倒壊（傾き）などの被害がない。
- 隣家の倒壊・火災などの影響がない。

自宅に居住でき、避難の必要がない被災者（在宅被災生活者）や、地域防災拠点以外で被災生活を送る避難者も、地域防災拠点で、物資や情報が得られます。

**地域防災拠点**  
(市立小・中学校など)

家屋の倒壊などにより自宅にとまれない人が、一定期間避難生活を送る場所です。市内1箇所でも震度5強以上の地震が発生したときに開設されます。横浜市では市立小・中学校など459カ所を指定しています。

**いつき避難場所**  
(近くの公園・広場など)

近くの公園や広場など、町内会などの地域で取り決めている場所です。

火災が広がっている場合

**広域避難場所**  
(大規模火災時に避難する場所)

大規模火災時に避難する場所です。

**その他の避難場所**

被災していない知人や隣家の家など、身を寄せられる避難場所を検討しておきましょう。

**福祉避難所**

高齢者や障がい者をはじめ、避難生活で特別な配慮が必要な人のための二次的避難所です。

#### ◆はまっ子防災MAPに書きこもう

はまっ子防災MAPには、避難所を含むさまざまな情報が掲載されています。自分が住んでいる地域に、どのような災害の危険があるのかを知ることができます。

●注意が必要なお知らせには、付せんにもその理由を書いて、どんどん貼っていきましょう！

災害時に利用できる支援施設

大地震が発生すると、県と協定を結んだ施設が帰宅を支援します。下のステッカーが自印です。

こんな支援をしてください！

- 水道水・トイレの提供
- 休憩場所の提供
- 地図やラジオ等をもとにした道路情報の提供

貼ってある場所

コンビニエンスストア  
ファミリーストア

避難所

貼ってある場所

ガソリンスタンド

防災メモ

地域防災拠点：	高台：
広域避難場所：	AED：
待ち合わせ場所：	消火器：

地図を見て、大切な情報を書きこもう！

『置き手紙』 防災マンガ地震編 ～避難所に行くときは、置き手紙が貼紙をしましょう～

#### ●いつき避難所

いつき避難場所は、一時的に避難して様子を見たり、広域避難場所へ避難するために地域住民が集結する場所。自治会・町内会が選定するが、選定していない地域もある。

#### ●広域避難場所

広域避難場所は、大地震により発生した火災が多発し、延焼拡大した場合その輻射熱や煙から市民の生命・身体を守るために避難する場所。

参照：横浜市「広域避難場所」

#### ●福祉避難所

- 福祉避難所が必要な機能や役割を果たすために、対象と判断されない方は避難することができない。
- 福祉避難場所は、災害発生直後から必ず開設されるものではない。
- 地域防災拠点からの移動は、本人・家族などによる移動が原則。

参照：横浜市健康福祉局福祉保健課「福祉避難所についてお知らせします」

#### ●風水害時の避難場所の確認について

風水害の場合、必ずしも地震の際の避難所である地域防災拠点(小・中学校)が開設されるわけではない。地区センター、自治会庁内会館などが開設される場合もある。そのため、避難する場合は、必ず市や居住している区役所のホームページで開設されている避難場所を確認する。

参照：横浜市「風水害時に開設される避難場所について」